

2019年2月7日

報道各位

学校法人藤田学園

法人本部広報部

取材・撮影についての注意事項

学校法人藤田学園（以下「学園」とします）の敷地内における取材・撮影に関しては、下記の注意事項を確認（確認の後、□にレ点を入れてください）の上、厳守していただきますようお願い致します。なお、本書下部にご署名の後、広報部までご提出ください。

記

1. 学園内での撮影について

- 本学園敷地内では、学園より許可を得たもの以外は厳に撮影しないこと。
- 取材・撮影は、学園広報部の職員又は広報部が指定した職員の帯同の下で行うこと。
- 取材・撮影を理由に、職員、学生又は患者様の通行の遮断、診療行為の阻害、その他学園の利用者に不快感などを与えるような行為をしないこと。
- 取材・撮影の目的に照らし、やむを得ず通行の一部規制等が必要な場合は、事前に広報部の許可を得て、取材・撮影を行うこと。

2. 個人情報保護及び肖像権について

- 取材・撮影の対象として、患者様及び/又はそのご家族等関係者（以下「ご家族等」とします）を取り上げる場合は、別紙により、事前に貴社名で患者様ご本人又は当該ご家族等の承諾を得た上で撮影を行うこと。なお、承諾書の写しを、広報部まで提出すること。
- 前項の承諾を得ている場合又は撮影後にモザイク処理などの編集を予定している場合であっても、個人を特定又は推定できる、名前、年齢、住所、電話番号等の個人情報が表示・記載されているもの（【例】ネームプレート、電子カルテ、調剤袋、リストバンド等）については、決して撮影しないこと。
- 他の来園者様が映り込む可能性がある場合は、職員の帯同の下で、他の来園者様に対して取材・撮影である旨を明示の上、配慮のある取材・撮影を行うこと。
- 個人が特定できないような撮影であっても、「当該個人を撮影対象と意識して撮影する場合」には、必ず事前に口頭等で本人の承諾を得ること。
- 上記の注意事項に違反した場合は、撮影中止・退去等の学園広報部の指示に異議なく従うこと。

3. 取材・撮影後について

- 取材・撮影後に、学園又は被撮影者より申し出があった場合は、編集内容の変更、放送の中止に対応すること。

以上

上記の注意事項をすべて確認し、同意しました。

年 月 日

会社名 _____

責任者 _____